

## 第一 本事案の概要

宝塚市立中学校吹奏楽部に所属する当該生徒（当該中学校）が、令和元年6月8日午後3時ころ、部活動中に、校舎4階から、自ら転落し、複数箇所を骨折する重傷を負った学校事故である。

## 第二 詳細調査の目的

本事案について、文部科学省「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）に基づき、本事案に関連する事実及び本事案に至る経緯を調査して、本事案の原因を究明するとともに、これに基づく再発防止策を提言する。

## 第三 外部専門機関による詳細調査委員会（以下、「本委員会」という）の活動経過

本事案の原因の調査と再発防止策を提言するため外部専門家で構成する「宝塚市子どもの権利サポート委員会」において詳細調査を行った。

本委員会は、令和元年8月8日から令和2年3月15日まで、計14回にわたり開催され、関係者からの聞き取り、本事案に関する事実の認定、本事案の原因及び問題点の分析等を行い、これを踏まえて、再発防止策の提言をまとめた。

## 第四 本事案の調査方法

本委員会は、本委員会に提出された宝塚市教育委員会作成の資料を精査して、全体を把握した上で、前述のとおり、必要と考えられる学校関係者・当該生徒・当該生徒の保護者等から聞き取りを行うことを主たる方法として調査を実施した。

聞き取りを行ったのは、合計23名である。

## 第五 本事案の事実経過

### 一 当該中学校における部活動の状況

#### 1 活動概要・活動体制

当該中学校における部活動は、始業前や放課後の余暇を利用し、体育的・文化的活動を課外活動として行っている。部活動は、学年や学級を離れたところで、同好の生徒達が共通の特技や趣味を通してその技能を伸ばし、余暇時間により有効に活用することによって、個々の可能性を追求する望ましい人間関係を育成することを目的とするものである。

部活動への参加は任意であり、本人の体力、能力、趣味などを考えて、1人1部を選択するものとされている（「当該中学校部活動に係る活動方針」）。

#### 2 部活動に学校長等がどのようにかかわるか

当該中学校において、学校長等の管理職は、部活動の練習、試合や大会を見に行く程度で、部の活動そのものには直接、関与することではなく、活動の実態もほとんど把握していない。

#### 3 部活動内の情報共有

部活動の情報の共有は、教員間で、事実上、なされていない。すなわち、部活動の活動計画は、各部で作成はされており、学校内の共有のデータベースは存在したものの、その内容が、教員間で共有されていたとは言い難い。

また、たとえば学級内等での生徒に関する問題は、各学年の担任で構成される学年会議（毎週1回開催）及び管理職並びに各学年の生徒指導担当教諭で構成される生徒指導委員会（毎週1回開催）にて取り扱われ、学校全体での情報の共有がなされる。

しかし、部活動内の出来事については、教員間で情報共有がなされる特段の仕組みが無い。

そのため、部活動内での出来事は、顧問以外の教諭は、原則として知らない状態となっている。

## 二 吹奏楽部の活動状況

### 1 活動概要・活動体制

平成31年3月以前の吹奏楽部の活動は、平日の放課後及び週末（土曜日・日曜日）に行われていたが、4月以降は、平日のうち1日及び週末のいずれかは休日とされていた。なお、吹奏楽部がこれらの部活動の時間に行なうのは、基本的に合奏の練習であり、各楽器・各パートの練習は、各部員において、これらの時間以外に行なうこととされていた。そのため、各部員は、始業前の早朝や、放課後の部活動の時間前や、週末の部活動が行われていない時間帯に、各自で自主的に練習を行うことが必要であった。

本件事故前の吹奏楽部の顧問は、A 教諭（以下「A 顧問」という）、B 教諭及び C 教諭の3名で、そのうち A 顧問が主顧問であり、音楽的な指導は専ら A 顧問が行い、他2名は部活動にほとんど関与しなかった。

### 2 顧問の位置づけ

#### ① A 顧問の指導

吹奏楽部においては、上記のとおり A 顧問が主顧問として指導に当たっていた。

A 顧問自身は、高校時代は吹奏楽部に在籍し音楽経験もあったものの、専門的な音楽教育を受けたわけではなかったので、生徒に対して専門的で高度な技術的指導ができるわけではなかった。

#### ② 生徒の捉え方

吹奏楽部員は、A 顧問の指導のうち、音楽的・技術的な側面については、的確で納得できるものであると概ね肯定的に捉えていた。

他方で、指導の態様や方法そのものについては、熱心ではあるものの、機嫌に波があつて機嫌の悪いときにはきつく怒られて怖いし、褒められることはめったにない等、 A 顧問が強圧的に部員を指導することに対して、批判的に捉える部員もいた。

また、 A 顧問は、演奏技術の劣る部員については、それが練習を怠っているからであると短絡的に、厳しく指導しがちであった。そのため、厳しい指導を受ける部員は固定され、また部員らは厳しい指導を避けるために長時間の自主的な練習をせざるを得なかった。

このように、 A 顧問の指導は、部員自身の自主性を重んじるというよりは、強圧的に指導することによって部員を統制する傾向があった。

### 3 部活動外部指導者の位置づけ

#### ① 目的、人選

当該中学校 の吹奏楽部には、「宝塚市立中学校部活動外部指導者活用事業実施要領」に基づき、顧問と連携・協力して技術的な指導の補完を行う部活動外部指導者（以下「外部指導者」という）として、演奏を職業とする D 氏（以下「 D 氏」という。）に委託し、1月に1度、合奏練習の指導を受けていた。なお、本件事故のあった令和1年6月8日の翌6月9日には、 D 氏の指導が予定されていた。

#### ② 生徒の受け取り方

D 氏の指導は、部員からは、時に厳しいことはあるものの、音楽的・技術的に高度で具体的な指導が受けられると好評であった。また、厳しいという点についても、叱責や威迫ではなく、音楽的に本質的な部分を直截に指導するという意味で、 D 氏自身が生徒から恐れられていることはなかった。

#### ③ D 氏から見た A 顧問・当該吹奏楽部

D 氏は、 A 顧問の指導によって部員が委縮しており、吹奏楽部全

体が過度に緊張しているという印象を持っていた。

D 氏は、合奏の練習後、職員室で A 顧問と懇談することが恒例であったが、その際、部員が委縮し緊張した雰囲気は、音楽の指導として決して良好なものではなく、もっと部員らが楽しい雰囲気で演奏できるように指導すべきであり、部員らをもっと褒めるべきであるとも、再三、助言していた。

しかし、それに対して、A 顧問は、D 氏の指摘の必要性は認識せず、その助言に従おうとはしなかった。A 顧問自身は否定するものの、吹奏楽部では、コンクールで好成績を上げることに重点が置かれ、そのため部員らの技量を向上させる指導法等を、A 顧問が D 氏に対し、熱心に質問することが多かった。

#### ④ A 顧問から見た D 氏

A 顧問は、D 氏の指導について、定期的に専門家にチェックして指導してもらえることで、自らの指導についても部員らの演奏についても、技量が向上するとして好意的に受け止めていた。

他方で、D 氏の指導を受けることが、自らにも部員らにもプレッシャーになっていたかもしれないとも吐露している。

### 4 吹奏楽部内の人間関係

吹奏楽部内の部員同士の人間関係は良好で、「仲良し」であったと部員らは口をそろえて認めた。

### 5 当該生徒の位置づけ

当該生徒は、吹奏楽部内で 演奏の技術 楽器名 を担当していた。演奏の技術としては中程度であったが、まじめで練習熱心と見られていた。

上記のとおり、A 顧問は技量の劣る部員には厳しく指導するきらいがあったが、当該生徒自身は、本件事故のあった日以前には、A 顧問から厳しく指導されることほぼ無かった。

ただ、当該生徒は、A顧問が、他の部員を厳しく叱責する場面を見ることについては、ストレスや恐怖心を感じていた。

## 6 当該生徒の保護者と学校とのやりとり

当該生徒の保護者によると、平成31年4月の家庭訪問時に当該生徒の担任であるE教諭（以下「E教諭」という）に対し、A顧問が吹奏楽部の部員を「あんた」と呼ぶことなどを疑問に思っているが、A顧問に言うことができない旨相談したところ、E教諭は、当該保護者に対し、「部活動の事で何か問題があつたら相談するように」と言ったとのことである。

E教諭は、上記やりとりにおいて、当該生徒の保護者からA顧問についての具体的な問題提起があったとは受け止めておらず、当該保護者からの上記相談内容について学校内で情報共有されなかつた。

## 7 当該生徒以外の部員のA顧問に対する訴え

当該生徒以外の部員からの聞き取りによると、本事案発生の2日前、当該生徒以外の部員の保護者が、A顧問に対し、部活動が精神的・肉体的に負担になっているので、部活動の練習や宿題を軽減してほしいと求めたところ、本事案の前日、A顧問から部全体に対し、翌日の練習に早く来る必要はないと言話をしたことである。

もっとも、A顧問は、本委員会からの聞き取りの時点で、本事案発生の前日に、部員に対し、上記のような話をしたことを記憶していないということであった。

## 三 部活動ガイドライン

### 1 ガイドラインの概要

① 平成30年12月に、文化庁から「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「文化庁ガイドライン」という）が発表され

たことを受け、平成31年3月に兵庫県教育委員会が「文化部活動の在り方に関する指針」を、平成31年4月に宝塚市教育委員会が、「宝塚市立中学校部活動ガイドライン」（以下、「市ガイドライン」という）をそれぞれ策定した。

また、当該中学校でも、「部活動に係る活動方針」が策定され、平成31年4月から実施されている。

- ② 上記3つのガイドラインの内容は、それぞれ異なるが、その趣旨は、部活動を生徒の多様な学びの場であると位置づけ、勝利至上主義の改善、生徒の自主性・個別性の重視、部活動の閉鎖性の否定、教員の負担の軽減を図ることにある。
- ③ 市ガイドラインでは、具体的には、下記点の実施を学校に対し要請する。

(1) 適正な運営のための体制整備

- ・各校における「部活動に係る方針」の策定
- ・活動計画・実施報告の作成
- ・適正な指導者の配置と部活動の設置
- ・各顧問の情報交換
- ・「部活動外部指導者」の活用

(2) 適切な指導の実施

- ・対話を重視した適切な指導の実施
- ・生徒の主体性・自主性を育む指導
- ・特別支援教育の視点を活かした指導
- ・いじめ防止・事故防止

(3) 適切な休養日の設定

(4) 保護者との連携・配慮

- ④ 当該中学校での市ガイドラインの取扱い

- (1) A 顧問は、平成31年2月7日、「市ガイドライン」の説明等のために、宝塚市教育委員会が開催した「宝塚市立中学校部活動研修会」に、当該中学校を代表して、参加した。
- (2) A 顧問が、市ガイドライン説明会で得た情報をどのように当該中学校にフィードバックしたのかは明確でない。
- (3) 当該中学校では、市ガイドラインを各教諭に配布し、校長から職員に対し、その内容の簡単な説明があった。市ガイドライン説明のための職員会議等は開かれていない。
- ⑤ 本件吹奏楽部での市ガイドラインの取扱い
- A 顧問の説明によれば、本件吹奏楽部部員に対し、2回くらいミーティングをし、その内容を説明して、保護者会でもミーティングを行ったとのことである。ただし、保護者会に参加していない保護者に対して、文書等で、市ガイドラインの内容を知らせることはなかった。
- ⑥ 市ガイドラインの実施を受け、本件吹奏楽部の活動がどのように変化したか
- (1) A 顧問からの聞き取りによれば、感覚的には練習時間が半分くらいになったということである。
- (2) また、全体練習よりも早く来て練習したいという生徒に対し、A 顧問は、表向きは、早く来ての練習はやめるように言っていたが、実際は、黙認していた。
- A 顧問が「自分でできていないと思う人は自主練に来い」と、自主練を認めていたと証言する部員も存在する。
- (3) 部員からの聞き取りでは、もっと練習時間をとってほしいと述べる者が多かった。
- また、部活動時間外に学校以外で、あるいは部活動に早く来て練習する生徒が相当数存在した。

一方、練習時間が少なくなることで、自分の時間を持ちやすくなつたと述べる生徒も少数ではあるが存在した。

(4) 学校長・A顧問等の聞き取りによても、当該中学校において、市ガイドラインの趣旨が理解されていたかどうかは疑問であり、単なる、練習時間の短縮であると理解されていたきらいがある。

また、市ガイドライン実施から、本事案発生まで、それほど時間がなかったため、市ガイドラインの趣旨を浸透させ、市ガイドラインの趣旨を反映した体制の整備が行えていたとはいえない。

(5) A顧問等からの聞き取りにおいても、市ガイドライン実施後の具体的な部活動の在り方がイメージできていたとはいえない。むしろ、A顧問は、普段の授業では補えない面を教育するという部活動の意義が市ガイドラインにより薄れていくという否定的なイメージを、市ガイドラインに対して持っている。

#### 四 事故当日の状況

##### 1 事故発生に至る経緯

① 事故当日、2、3年生部員の集合時間は13時であったが、3年生部員の数名は1年生部員が練習を開始する8時30分ころに来て自主練習を開始しており、その他にも午前中に部活動に来て自主練習をしていた2、3年生部員がいた。集合時間の15～20分前には2、3年生部員が揃っており、当該生徒も集合時間の15～20分前に部活に来ていた。

② 13時30分から第1音楽室において2、3年生部員で基礎練習を開始し、13時40分頃にA顧問が入り、全体で音合わせを行った。

③ 14時前よりコンクールで演奏する曲（以下「コンクール曲」という。）の合奏練習を開始した。5月11日以降、コンクール曲の合奏練習をするのは、事故当日が初めてであった。

④ 合奏練習において、A 顧問は、前回の合奏練習（5月11日）より全体的に下手になったことに対して部員を怒った。

A 顧問の様子について、部員たちは、A 顧問がいらいらしていた、だいぶ怒っていた、怖かった、強い口調であった、D 氏の前回指導時よりも演奏がレベルアップしていないので焦っていた等と感じた。

A 顧問も、事故当日は、部員が「翌日の D 氏による練習までに、前に注意されたことを何とかしないと」という危機感を持ち、期限を決められた中で練習している状況だったと述べた。A 顧問は、翌日の練習までに A 顧問の指導で改善できる点は改善しておかないと、D 氏の指導を十分に生かすことができないと考えていた。

⑤ コンクール曲の合奏練習は曲の始めから順に行つたが、A 顧問は、曲の冒頭で当該生徒が演奏するトライアングルの音（タイミング、音色、音量）が一定せず、トライアングルの音が合っていないと感じ、冒頭の部分を何度もやり直した。

⑥ A 顧問は、冒頭の部分を何度もやり直しても、トライアングルの音が合っていないと感じ、当該生徒に「廊下で100回叩いてこい、出ていけ」と厳しく強い口調で言い、当該生徒はトライアングルを持って退室した。この時点でも、部員たちは、A 顧問がいらいらしている、D 氏の指導の前日で焦っていると感じた。

⑦ A 顧問は、他の部員もいる中で当該生徒に何度もやり直しをさせると、他の部員の視線を気にして緊張・委縮してしまい、うまく演奏できなくなるため、第1音楽室から外に出して落ち着いて練習させた方がよいと考え、廊下に出て個人練習するよう指示をした。

また、翌日に D 氏による指導が予定されていたことから、A 顧問は、当該生徒が翌日の練習で再び D 氏に注意されるよりも、事故当日の合奏練習で A 顧問が指導し、改善しておいた方がよいと考えて、当

該生徒に廊下での個人練習を指示した。

- ⑧ 当該生徒が退室した後、第1音楽室で合奏練習が続いたが、3つのパート（トランペット、フルート、オーボエ）の部員5名が A 顧問から第2音楽室で練習するよう指示され、部屋を退出した。
- ⑨ 当該生徒は校舎3階の廊下でしばらくトライアングルの練習をしたが、練習を続けてもうまくできる気がせず、練習をやめた。当該生徒は A 顧問が求める演奏ができず、他の部員が合奏練習をしている第1音楽室に戻っても再び A 顧問から怒られるため、第1音楽室に戻れないとした。
- ⑩ 当該生徒は3階から4階に上がり、4階廊下の窓の下にトライアングルを置いて4階廊下の窓から校舎外の側溝に転落した。
- ⑪ 14時50分頃、合奏練習が休憩に入った。3年生部員が廊下に出て、当該生徒がいないことに気づき、3年生部員2人が当該生徒を探した。3年生部員の1人が4階廊下の腰高窓の下にトライアングルが置かれ、窓が開いているのを見た。同部員が4階廊下の窓から下を覗いたところ、当該生徒が校舎外の側溝に倒れていたため、教員に知らせた。

## 2 事故後の状況

- ① 15時過ぎ頃、 A 顧問が、校舎外のコンクリート上で横になり、目を閉じている当該生徒に「大丈夫か。」と声かけをすると、当該生徒の目が開き、「先生ごめんなさい。」と言い、「ごめんなさい。」を繰り返した。当該生徒は「できませんでした。」「コンクールが…。」とも述べた。その後、当該生徒は救急搬送された。
- ② 救急搬送先の病院において、当該生徒は母に「 A 顧問に怒られた。怒られたくなかつてん。」「他に選択肢がなかつてん。間違えて外に出されて怒られて、戻っても絶対に間違えるから、もう怒られるの分かつてたもん。」「( A 顧問から)『練習してこい』って怒鳴られて、『出て

いけ』って言われた。」、「練習をすぐやめて3階から下見たけど、『低いな』って思って4階に行った。」当該生徒は、4階廊下の腰高窓の枠を乗り越えて、窓の外に立ち、「下見て『高いな、怖いな』って思って、そこから記憶はなくなった。」と話した。

- ③ また、D氏から5月11日に注意を受けたことについて、当該生徒は事故後、母に対し、「D氏から『あなたは叩くだけやのになんでできへんの。』ってすごい言われた。」と話し、「明日、D氏が来るからまた怒られる。」と述べた。

## 五 家族背景、本人の性格、本事案に至った心理的考察

### 1 当該生徒の母親からの聞き取り



## 2 当該生徒からの聞き取り

### 3 当該生徒の行為に対する心理学的考察

自殺学の祖といわれた Shniedman(シュナイドマン)は自殺に関する 10 の共通点を挙げているが、その中には、耐えがたい心理的苦痛、絶望と無力感、心理的視野狭窄がある。

当該生徒は、学習と部活動とを両立させようとしていく中で、練習してもなかなかうまく合わせることが出来ず本件吹奏楽部のみんなに迷惑をかけているという罪責感の中で、A 顧問からの叱責、他の部員が叱責されている場面を見て日ごろから感じていた恐怖感、そして、明日また叱責されるに違いないという耐えがたい心理的苦痛、絶望と無力感から心理的視野狭窄に陥り、逃げ道としての突発的に飛び降りたと考えられる。これには、当該生徒の部活動に対する一途な思いや、日頃怒られたことのない

A 顧問からの強い叱責が当該生徒にとってより申し訳なさとなって飛び降りるという手段を選択させたと思われる。なぜなら飛び降りた直後、重傷を負いながら A 顧間に謝罪しているからである。

## 第六 本事案の原因

### 一 本事案の直接の原因について

#### 1 基本調査・関係生徒からの聞き取り・当該生徒からの聞き取りによって

も、当該生徒が、本事案発生までに、飛び降りることを事前に計画していたとは考えられず、突発的に、本件行動を起こしたとしか考えられない。

2 また、当該生徒が、本件吹奏楽部を含め、学校で人間関係で問題を抱えていたとはいえないし、いじめ等を受けた事実はない。

既述のとおり、本件吹奏楽部の部員の聞き取りによれば、部内の人間関係は、当該生徒を含め良好であった。

3 当該生徒が、なぜ本件行動を起こしたのか、当該生徒から聞き取りを行ったが、当該生徒は、「A 顧問から怒られるのが怖かった」と述べ、家に帰るなど他の方法をとることができなかつた理由については、明確な回答はない。

4 ただ、当該生徒が述べるとおり、「A 顧問から怒られることを怖がる」状況が、本件吹奏楽部に存在したことは間違ひがない。そのような状況を作り出した大きな要因は、A 顧問にあるし、当該生徒を叱責し、外に出させて1人で練習させた、A 顧問の指導が、本事案発生の直接の原因になつたことは否定できない。

## 二 本事案の背景の考察～本件吹奏楽部の抱える問題点

1 では、なぜ、当該生徒が述べるような状況が、本事案発生時に本件吹奏楽部内で、生じたのであろうか。それは、本件吹奏楽部が、下記のような問題点を、恒常的に抱えていたからだと考えられる。

- ① コンクールを重視し、練習でも、ミスをできない緊張感があった。
- ② A 顧問からは叱責されることが大半で、部員が褒められることがほとんどなかつた。
- ③ A 顧問の指導に対し、部員が意見を述べることができなかつた。
- ④ 部員が、いわゆるできる子とできない子に二極化・固定化されていた。
- ⑤ 外部指導者は存在したが、A 顧問と価値観の共有ができていなかつた。

た。

2 結局、本件吹奏楽部において、トップダウン式の管理的・硬直的な指導が、日常的に行われており、部員の中には、そのような指導に対し、心理的負担を抱える者も存在し、D 氏の指導を間近に控えた本事案当日のような、特に緊張感の高い日には、A 顧問の叱責が、当該生徒を含め部員に大きなストレスを与えたといえる。

### 三 本事案の背景の考察～本件吹奏楽部の問題点を生み出した要因

1 ただ、本件吹奏楽部の抱える問題は、A 顧問の指導のみによって生じたのではなく、当該中学校の部活動の管理体制や平成31年4月以降の市ガイドラインの取扱いなど、本件吹奏楽部をとりまくシステム上の問題があつたといえる。

2 まず、本件吹奏楽部の管理体制の問題であるが、以下の問題点があげられる。

① 既述のとおり、当該中学校では、学校として、部活動を管理するという体制になつていない。校長は、部活動の様子を見に行く等していたが、部活動で何が行われているか、部活動がどのような問題点を抱えているかについて、把握できていない。

② また、部同士の情報共有もできているとはいえないし、顧問・教員等の間で、部活動に特化した情報共有ができるようなシステムが学校で機能していたとはいえない。

例えば、本件吹奏楽部でも、本事案の前々日に、部員の保護者が、自分の子が部活動に過度の負担を感じている旨を、A 顧問に訴えているが、これは、A 顧問限りで処理され、学校内で情報共有されていない。

③ 部内で問題が発生した場合、あるいは、部員が問題を抱えた場合の解決システムがなく、結局、部員同士の悩みの打ち明け合い等による場当

たり的な対処に終始している。

④ 部内での、主顧問と副顧問との役割分担が明確になっていない。

また、本件吹奏楽部のように、副顧問がほとんど機能していない部活動が存在し、その場合、専ら主顧問のみによって部活動が差配されていた。

⑤ ①②③④の結果、部内が、ブラックボックス化し、部活動指導の多様性はなくなり、顧問の価値観が部を支配していても、外部からは、分からぬ状態となる。

⑥ 一方で、顧問は、自己の意欲や自負心から、懸命に部活動を行おうとするが、外部からの援助・情報共有がないため、過重な負担を抱えるし、自己の指導が適正かどうかを検証する機会もない。

3 また、本事案が発生した令和元年6月8日は、市ガイドラインが実施されて間もない時期であり、市ガイドライン実施による混乱により、本件吹奏楽部でも、問題が発生しやすい時期であったともいえる。すなわち、

① 市ガイドラインにより練習時間が短縮され、より効率的な練習が求められていた。

② このような中で、コンクール・対外試合での成果を求めようとすれば、部活動の練習は、時間的・精神的に余裕のないものとなり、練習自体が過度に緊張感のあるものとなつた。

③ 一方で、市ガイドラインの狙いである、生徒の主体性・自主性に基づく部活動運営ということについては、顧問にも部員にも、浸透せず、顧問の価値観に基づく、トップダウン式の管理的・硬直的な指導に変化はなかつた。

④ 市ガイドラインの趣旨を、どのように部員・保護者等に理解・浸透させるのか、その責任主体も明確でないし、理解・浸透させるシステムが学校になかつた。

#### 四　まとめ

- 1 以上、本事案の原因をまとめると、A 顧問の当該生徒に対する指導、具体的には、当該生徒を叱責し、「廊下で100回叩いてこい」と言って、1人で外に出させた指導が、本事案の直接の原因となったことは否定できない。
- 2 このような A 顧問の指導が行われたのは、本件吹奏楽部が恒常的に問題を抱え、緊張感が高い、トップダウン式の管理的・硬直的な指導が、本件吹奏楽部で継続的に行われていたからであるが、それは、A 顧問一人の問題ではなく、学校の部活動に対する管理体制の問題もあったし、市ガイドラインの趣旨を本件吹奏楽部に徹底できなかった学校の体制にも問題があった。

#### 第七　再発防止策に関する提言

本章では、本事案の事実経過と原因の分析（当該吹奏楽部の問題とそれを生み出した要因）をふまえて、再発防止のための提言をおこなう。

##### 一 「生徒の主体的活動」と部活動の指導・運営に関する提言

- 1 当該中学校には、生徒たちの積極的な参加と活動による「学校づくり」が求められる。「生徒の主体的活動」は学校評価の最も重要な項目の一つに位置付けられねばならない。

吹奏楽部や部活動一般において、「生徒の主体的活動」を求める以前に、まず教育課程の中で「生徒の主体的活動」をどのように支援していくのかを再考することを提言する。

「生徒の主体的な活動」は教育課程上の位置づけとしては、特別活動（学級活動・生徒会活動・学校行事）が重要な領域となるが、それのみに限定されるものではない。特別活動で培われた「生徒の主体性」は各教科の授

業その他の教育活動において発揮されるものである。

生徒参加の特別活動を今後どのように編成し実施するか、他領域とどのように関連付けていくか、何をもって「主体的活動」と考えるのかについて、学校の中で教職員と生徒が話し合うことを提言する。また新しい中学校学習指導要領（令和3年4月施行）の言う「社会に開かれた教育課程」の理念、特別活動の積極的な意義をどう引き出すか、学校として明文化してほしい。

2 **当該中学校**の「生徒の主体的活動」は教育課程外に位置づけられる部活動においても、積極的に具体化されなければならない。

文化庁ガイドラインにおいても〈部活動の意義〉として「部活動は、現行の学習指導要領においてその意義や留意点が明記され、新しい中学校学習指導要領（平成29年3月告示。令和3年4月施行。）（中略）においても、『学校教育の一環として』行われるものであり、『生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの』と明記されている」と述べている。

3 さらに「文化庁ガイドライン」では「一方、『学校教育の一環として』行われるものである以上、留意すべき点があり、新しい中学校及び高等学校の学習指導要領では、『教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。』として、特に部活動をあげ、こうした教育的意義は部活動の充実の中のみで図られるのではなく、教科や特別活動をはじめとする教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要であることを示している。また、部活動の一部には、文化部活動を含め、長時間の活動を行ってきた状況もあるところ、生徒の自主的、自発的な参加となるよう生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間

を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮すること  
が必要である。」と明記している。

こうした部活動の意義を踏まえるならば、教育課程における「生徒の主体的活動」をより発展させる課外活動として、部活動を位置づけることが重要である。

4 「文化庁ガイドライン」は「望ましい部活動の在り方」として「生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないよう、留意すること。学校全体として文化部活動を含む部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。」と述べている。

**当該中学校**は、「文化庁ガイドライン」（県のガイドラン・市・区のガイドラインを含む）を教職員の間で再度学習し、趣旨を十分に共有することを提言する。

5 特別活動の生徒会活動の中に、部活動の運営上の機能や役割、また課題などを一定位置づけることを提言する。**当該中学校**は、再発防止のため「生徒による部活改革」ができるような環境と体制をつくることを提言する。

① 「**当該中学校**部活動指導計画」を「生徒の主体的活動」という視点から見直すこと。教員による「指導計画」もさることながら、生徒たち自身による「活動計画」をより積極的に位置づけていくことが重要である。

② 「生徒の、生徒による、生徒のための部活」

生徒の自主・自発の活動という原則に照らして、生徒たちの手による部活のマネージメントを支援することが重要である。活動のルールづくり、活動の報告や発表、活動予算の配分、活動場所・時間の相互調整な

ど、部活動にかかわって、生徒会の自治的活動の一環として位置付けることを提言する。

- ③ さらに、(1)部活間の情報共有のしかた、(2)部活内で問題が発生した場合や部員が問題を抱えた場合の解決システムを明文化することを提言する。

## 6 吹奏楽部の指導者の在り方について

「文化庁ガイドライン」は指導者の在り方について以下のように述べている。

「文化部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。」

過度の部活動は、(1)生徒にとっては、ケガや、疲労の蓄積による生活リズムの混乱、(2)教師にとっては、多忙により、授業やその他の業務への支障という2つの問題を発生させる。

一般に、部活動には、対外的な成果を重視する「競争型」と、楽しさを重視する「リクリエーション型」の2カテゴリーがあるところ、「レクリ

エーション型」の部活は、教員と生徒の間のコミュニケーションを豊かにし、「受援力」の弱い生徒も「しんどい」や「やめたい」というSOSを発信しやすくなる。そこで、今後、当該中学校が目指す部活としては「レクリエーション型」を目指すべきことを提言する。仮に「競争型」を目指すのであれば、部活動の指導は民間団体に委ねることが望ましい。

当委員会は、部活動の在り方に関して、「競争型」と「レクリエーション型」という2つのカテゴリーをベースに提言したが、一方、この2つのカテゴリーでは単純化し過ぎて、中学校の現状に当てはめにくい側面もある。なかでも吹奏楽部は文化部的側面と運動部的側面があり、顧問や一部の生徒が過度な「競争型」（勝利至上主義）におちいりやすい特殊性がある。

再発防止において重要な点は、いずれのカテゴリーが良いのかではなく、第七・5で述べたように、活動の時間や内容、計画や目標が、「生徒の主体的活動」として吹奏楽部の生徒たちに委ねられているかどうか、という点にある。それを生徒会規程などで明文化することを提言する。

現実には、生徒たちは、部活動において、競争も求めているし、レクリエーション的要素も求めている。そのため生徒会規定で明文化することにより、競争型になる場合も、生徒の自主管理が可能な範囲において成り立つことになり、一定ブレーキがかかる仕組みが可能となる。

## 7 ブラックボックス化を防ぐために～外部顧問規定の見直し・第三者の視点～

第六・三「本事案の背景の考察」において複数の要因による「部活のブラックボックス化」によって本事案が発生したと結論づけている。

ブラックボックス化を防ぐには、これまで述べてきたように、「生徒の主体的活動」の支援という観点から学校（校長）として部活をしっかりと管理すること、教員間の情報共有のしかたをシステム化すること、部活内

で問題が発生した場合や部員が問題を抱えた場合の解決システムを明文化することが必要である。

さらに、学校内でSOSが言えない生徒のために、公的第三者機関である「子どもの権利サポート委員会」などの相談・救済機能を高めていかなければならぬ。

上記に加えて、複数の顧問制度（顧問・副顧問・外部顧問）をどのように実質化するかという視点も重要となる。

顧問と生徒は、生徒が顧問に対し忖度する関係に陥りやすいし、生徒間同士では強い同調圧力が働きがちである。そのため、顧問は「自主的」といいながら、生徒のほぼ全員が「自主練」という名目で「強制的」に練習せざるを得なくなりがちである。

そこで、部活内で問題が発生した場合や部員が問題を抱えた場合の解決には、部活内の人間関係から一定の距離をとった、外部顧問の位置づけが重要である。「合理的でかつ効率的・効果的に」取り組むにあたり、当該中学校は、「生徒の主体的活動」の視点からもう一度「顧問・副顧問・外部顧問の役割」の見直し、外部顧問の位置付けや目的を明確にすべきである。

外部顧問をどのように活かすか、どう活かせば「合理的でかつ効率的・効果的」な練習ができるかを再考し、顧問が過度な部活、競争至上主義になったときに「子どもの最善の利益」の視点からブレーキかけられる仕組みをつくることを提言する。

外部顧問には、活動の時間や内容、計画や目標づくりにおいて、「生徒の主体的活動」として吹奏楽部の生徒たちに委ねられているかどうかを、外部からチェックする機能を果たすこと求められる。それが「ブラックボックス化」を防止することにつながる。

外部顧問規定の見直しを提言する。

## 8 生徒のニーズを踏まえた環境の整備～第三の居場所として部活動～

「楽しさ」に関連して、「文化庁ガイドライン」は「生徒のニーズを踏まえた文化部の設置」として以下のように述べている。

「校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。」

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるものが考えられる。

例えば、生徒がより多様な芸術文化に触れる機会をつくるため、管楽器演奏以外の音楽、合唱、演劇、放送 などを融合した合同部をつくり、シナジー効果や生徒の満足度向上に寄与しているような例もある。」

家庭や学校が様々な制度疲労をおこすなかで、「部活」は生徒にとっては「安心できる第三の居場所」となっている。生徒は、学校内において「ありのままの自分」で居ることのできる「もう一つの居場所」を求めている。また近年、子どもの相対的貧困率が高まる中で、部活は経済的貧困状態にある生徒が体験できる貴重な社会的資本である。格差を中学校時点で拡大させないためにも、生徒の「居場所としての需要（ニーズ）」に応えるには（2つのカテゴリーに単純に区別できるものではないが）「競争型」よりも「レクリエーション型」の部活の推進が望ましい。

## 二 市教育委員会の施策への提言

1 部活動に関する問題の抜本的かつ有効な解決を図ることが必要である。

本事案が発生する経過や背景は、当該生徒が所属する部活動における人間関係の問題だととらえられたが、そこには学校教育における部活動の位置づけの問題とそこから生まれる運営上の問題が大きく影響していた。このような部活動の制度運営上の問題は、各中学校が単独で取り組めることには限りがある。

基本的枠組みにおいては、学校教育の実施に責任を負う市教育委員会としての制度改善などを含む教育条件整備の具体的な施策が必要である。

## 2 適切な運営のための体制整備

上記の点について、「文化庁ガイドライン」は以下のように述べている。

「市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の『文化部活動の在り方に関する方針』を参考に、『設置する学校に係る文化部活動の方針』を策定する。

学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う」

市教育委員会は、上記「文化庁ガイドライン」に基づいて市全体の部活動の現状や実態を明らかにする「白書づくり」に着手するなどの準備を進めることを提言する。実態調査を基に、子どもの最善の利益を具体的に実

現する観点から、部活動問題の抜本的かつ有効な解決を図る計画と施策の策定・実施が求められる。

### 3 他の自治体の実践事例から学ぶ

「文化庁ガイドライン」は「生徒のニーズを踏まえた環境の整備」の項目で以下のように述べている。

「地方公共団体は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれるようないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。」

また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、地方公共団体は、本ガイドラインを踏まえた文化部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の文化部活動に代わりうる生徒の芸術文化等の活動の機会の確保・充実方策を検討する。」

他の自治体では、独自の部活の取り組みをすでに行っている。たとえば、静岡県磐田市では、市が率先しながら公営スポーツ施設を使った合同部活動を推進している。また、神戸市は「拠点方式」と呼ばれる合同部活動の仕組みを作っている。長野県教育委員会は始業前に行う「朝練」を規制する取組を行っている。さらに、新潟県加茂市では長期休みは、原則、部活を禁止する方針を立てるという試みを行っている。東京都世田谷区立の中学校には、「競争型」部活と「レクリエーション型」部活に分けて活動している学校がある。「ゆる部活」という楽しむことを重視した部活が拡がっている。

さらに、地域に開かれた、地域と連携した取り組みが全国各地で多様に実施されている。

社会に開かれた教育課程の理念からすれば、社会教育との連携・協働において部活動を位置づけることも具体的に検討する必要がある。

宝塚市教育委員会は、このような他の自治体の取り組みを参考にしながら、「生徒の主体的活動」としての「部活動」改革をめざすことを提言する。

教育委員会は、本事案が、一歩間違えば一人の大切な命が奪われかねなかつたということの重大さに、もっと真剣に向き合ってほしい。

当委員会は、「生徒の命を真ん中においた部活」が、宝塚市において、行われることを切に願っている。

以 上